

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

再審は、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とする制度である。個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の者が処罰されることはあってはならないことである。今日まで、弁護士会等が各種の研修会を開催しながら制度の充実をさせてきたことにより、相当の改善の跡が窺われるが、今でもいろいろな問題点がある。

再審に限っては、ほとんどが戦前の制度がそのまま残っているケースが見受けられ、再審の性格というのは、やはり冤罪や誤判からの救済にあるものと理解する。現行刑事訴訟法が施行されて70年を経た今もなお、再審法は何ら改正されていない。無実を訴える者の人権保障のためにも、再審法のあり方を全面的に見直す必要がある。

よって、現行の再審法第19条しか存在せず、裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多いことから、その判断の公正さや適正さが制度的に担保される制度を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

福島県伊達郡桑折町議会

令和3年3月18日

内閣総理大臣 殿

法務大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿